

【さくらっこみらいクラブ入所選考基準】

	保育にあたる保護者の状況			指数	採点			
					父	母		
①	就 労	外 勤 ・ 自 営	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	20				
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	19				
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	18				
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	17				
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16				
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18				
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	17				
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	16				
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	15				
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	14				
			上記に該当しないが、月96時間以上の就労を常態	14				
			上記に該当しないが、月64時間以上月96時間未満の就労を常態	12				
			内 職	1日8時間以上	11			
				1日4時間以上	9			
②	母の出産 ・ 疾 病 ・ 障 がい	出 産	出産月前後2カ月間を含む5カ月	15				
		疾 病	自 宅 内 療 養	1ヶ月以上入院している場合（入院予定も含む）	20			
				常時病臥・感染症	精神障害者保健福祉手帳1～3級	20		
					上記以外	17		
				一般療養	医師が1カ月以上安静を要すると診断した場合	17		
					医師が1カ月以上通院加療を要すると診断した場合	13		
		障 がい	身体障害者手帳1・2級(視覚障害の場合1～3級)	20				
			身体障害者手帳3級	18				
			身体障害者手帳4級以下、または同程度と判断でき、保育にあたることができない	12				
		③	病人の 看護等	自 宅 外	週5日以上日中週30時間以上(重度心身障がい者等)の介護を常態	20		
週5日以上日中週20時間以上の介護を常態	18							
週4日以上日中週16時間以上の介護を常態	16							
上記以外の介護を常態(入所した場合、別途就労等が必要)	4							
自 宅 内	全介護を必要とする場合(重度身障者、要介護認定3, 4, 5)			20				
	一部介護を必要とする場合(要介護認定1, 2)			17				
	支援を必要とする場合(要支援)			15				
	上記以外で必要とする場合(入所した場合、別途就労等が必要)			4				
④	災害復旧	災害、風水害、火災等の災害の復旧に当たる場合	20					
⑤	求 職	内 定	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	12				
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	11				
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	10				
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	9				
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	8				
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	10				
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	9				
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	8				
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	7				
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	6				
			上記に該当しないが、月96時間以上の就労を常態	6				
			上記に該当しないが、月64時間以上月96時間未満の就労を常態	5				
			未 定	求職中(就労先未定)	4			
			⑥	就学等	就学・技術取得のため、外出を常態	①に準ずる		
就学・技術取得が内定している場合	⑤に準ずる							
⑦	その他	①～⑥の類型に最も近いと思われる指数で決定する	①～⑥に準ずる					

- ・父母それぞれの指数を合算して世帯の指数を決定し、ひとり親世帯の時は20を加えて指数を決定する。
- ・就労時間には、通勤時間は含まない。ただし休憩時間は含む。
- ・保育にあたる保護者の状況が2つ以上ある場合、高い方の指数を決定する。
- ・申込期限内に保育の必要を証明する書類等の提出がない場合は、求職中(就労先未定)の指数を決定する。
- ・就労状況については、契約上の勤務日数だけでなく、実績も含めて指数を決定する。
- ・育児短時間勤務等について、終期が明記されていない場合は、契約上の勤務時間で指数を決定する。
- ・就労等の形態が上記の項目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる項目にあてはめ、決定する。
- ・求職活動(内定・未定)・就学内定の認定期間は、期限内に勤務証明書等が提出された場合、就労や就学の期間とする。
- ・その他、条件により施設長が判断する場合がある。

利用調整指数が同点の場合の優先順位 ※優先順位の項目は1～順番に1番高いとする

	内容
1	児童の学年が低い世帯
2	兄妹姉妹がさくらっこみらいクラブを利用希望の場合、またはすでに入所している。もしくは、さくらの里保育園に入所中